

お客さま各位

株式会社七十七銀行

＜七十七＞教育資金贈与専用口座の新規取扱停止について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年12月19日公表の令和8年度税制改正大綱にて、『教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、適用期限（令和8年3月末）を延長しない』旨の発表がありました。

上記公表を受け、「＜七十七＞教育資金贈与専用口座」の新規口座開設・追加預入の申込を以下の期限を以て終了といたします。

当行は、今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【新規口座開設・追加預入の申込期限】

2026年3月31日

※ 申込手続きをご希望のお客さまは、以下の【ご注意事項】をご確認のうえ、期限に余裕をもってお手続きくださいますよう、お願い申し上げます。

【ご注意事項】

- ・ 新規口座開設・追加預入の成立には、申込期限（2026年3月31日）迄に＜七十七＞教育資金贈与専用口座にご資金を入金いただき、契約書類一式をご提出いただくことが必要です。
- ・ 申込期限（2026年3月31日）迄に契約書類一式をご提出いただいた場合でも、内容に不備等があった場合は、新規口座開設・追加預入の手続きは完了となりません。
- ・ ＜七十七＞教育資金贈与専用口座の商品内容の詳細は、[こちら](#)をご確認ください。

ご不明点等ございましたら、最寄りの営業店窓口までお問合せください。

以上